

○印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年3月6日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が取り扱う保有個人情報等について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(写しの交付)

第3条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しを交付するときの部数は、地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第4条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、保有個人情報が記録されている電磁的記録のうち、管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができる場合には、次の各号に掲げる方法により開示の実施を行う。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、

管理者が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、管理者は、当該電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施等)

第5条 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

- 2 管理者は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取を停止し、又は禁止することができる。

(開示手数料)

第6条 条例別表に規定する規則で定める手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(送付に要する費用の納付)

第7条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手その他管理者が認める方法とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則（平成19年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第2号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

電磁的記録の種別	開示の方法	手数料の額
保有個人情報記録されている電磁的記録	閲覧（専用機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又は用紙に出力したものの閲覧に限る。）	無料
	写しの交付（用紙に白黒で出力したものの交付）	1枚につき10円

備考

- 1 用紙の両面に出力して写しの交付を行う場合には、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 専用機器とは、開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、管理者により備え置かれたものをいう。